



# 島根県報

平成16年 2 月 3 日 (火)

第 1 543 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	( 健康福祉総務課 )	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
換地計画書の縦覧	( 農 村 整 備 課 )	2
保安林の指定	( 森 林 整 備 課 )	2
保安林予定森林	( " )	3
保安林の指定施業要件の変更	( " )	3
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	( 建 築 住 宅 課 )	3

### 公 告

都市計画変更の図書の縦覧 ( 2 件 )	( 都 市 計 画 課 )	4
----------------------	---------------	---

### 人委規則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 事 務 局 )	4
------------------------------	---------------------	---

## 告 示

### 島根県告示第84号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たなかペインクリニック	出雲市天神町564番地 3	平成16年 1 月 1 日
たけはな整形外科クリニック	八束郡東出雲町錦新町 2 丁目 2 - 3	平成16年 1 月 19 日
おがさわら歯科	鹿足郡六日市町六日市411 - 3	平成16年 1 月 5 日
柿木村歯科診療所	鹿足郡柿木村柿木556	平成16年 1 月 5 日
医療法人 椋歯科医院	益田市駅前町 5 番11号	平成16年 1 月 8 日
西島歯科医院	浜田市京町36 - 2	平成16年 1 月 9 日

### 島根県告示第85号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たなかクリニック	出雲市天神町564番地 3	平成15年12月31日
おがさわら歯科	鹿足郡六日市町六日市411 - 3	平成15年12月31日
柿木村歯科診療所	鹿足郡柿木村柿木556	平成15年12月31日
棕歯科医院	益田市駅前町 5 番11号	平成15年12月31日

## 島根県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北三瓶地区第2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧の期間

平成16年 2 月 3 日から21日間

## 3 縦覧の場所

大田市役所

## 島根県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林の所在場所

江津市跡市町1817から1822まで、1822 - 1、1823、4059 - 8 から4059 - 11まで、4059 - 14、那賀郡金城町大字波佐イ607、イ607内1、イ607内2、イ608、イ609、イ1199、大字小国イ296、イ296 - 1、イ296 - 2、イ297、イ952 - 1、イ953 - 1、イ953 - 2、イ954 - 2、イ954 - 3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び金城町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

---

島根県告示第88号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字矢原442 - 2、443、444内1、2443 - 1、2443 - 4、2443 - 5、2443内3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成10年 8 月27日農林水産省告示第1338号（二に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は松江土木建築事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成16年 2 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

八束郡東出雲町錦新町 8 丁目 1 番 2

2 認定の年月日及び番号

平成16年 1 月27日 第 3 号

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月3日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号に規定する任期を定めた採用の選考

附 則

この規則は、平成16年2月3日から施行する。